

特別嘱託給与規程

目 次

第1章	総則	1
第2章	賃金の決定及び改定	1
第3章	賃金の計算及び支払方法	1
第4章	基準内賃金（手当）	3
第5章	基準外賃金	4
第6章	賞与、人材紹介手当	5

株式会社トーヨー

第1章 総則

第1条 この規程は、特別嘱託就業規則第13条に定義する特別嘱託の給与に関する事項を定める。

第2条 給与は、次の区分によって支給する。

【基準内賃金】

(1) 本給

(2) 手当・・・特殊技能手当／職能手当／乗務手当／調整手当

【基準外賃金】

(3) 通勤手当

(4) 割増手当（時間外手当・深夜勤務手当・休日勤務手当）

- 2 賃金は月給日給制とし、本規程または「特別嘱託就業規則」「育児・介護休業等に関する規程」において別の定めがある場合を除いて、不就労日、不就労時間分については支給しない。
- 3 前項前段の規定にかかわらず、個別の特別嘱託契約書において時間給により賃金を支給することとした場合は、特別嘱託契約書に従うものとする。
- 4 1項の賃金のほか、第6章の定めにより賞与、人材紹介手当を支給することがある。

第2章 賃金の決定および改定

第3条 特別嘱託の初任時賃金は、経験・能力並びに年齢等を勘案して決定する。

第4条 賃金の改定は、原則として毎年4月に直近1年間の能力・勤怠・成績、職務の重要度・責任度及び職務遂行能力等を総合的に考慮して、改定の有無及び額について決定する。

第3章 賃金の計算及び支払方法

第5条 賃金の計算期間は、当月1日から末日までとし、第2条1項1号（本給）及び2号（手当）については、は当月24日に、3号（通勤手当）については原則として当月の24日までに支給する。

- 2 第2条1項4号（割増賃金）は当月1日から末日までの分を、翌月24日に支給する。

- 3 1 項及び前項の賃金支払日が休日にあたるときは、順次その前日に繰り上げて支給する。
- 4 賃金は、特別嘱託の同意を得て本人名義の預貯金口座への振り込みを原則とする。

第6条 次の各号に該当する場合は、請求により、賃金支払日前であっても既往の労働に対する賃金を日割りで支給する。

- (1) 特別嘱託またはその収入によって生計を維持する者が結婚、出産、疾病、災害、または死亡したために費用を必要とするとき
 - (2) 特別嘱託またはその収入によって生計を維持する者が、やむを得ない事由により1週間以上にわたり帰郷するとき
- 2 前項の場合、所属長は直ちに支給金額及び理由を総務部長に届け出なければならない。

第7条 基準内賃金は、任用・復職・増俸または減俸の場合においては発令の日から、休職の場合に休職開始日まで、日割支給とする。賃金計算期間の途中における入社および退職についても日割りで支給とする。

第8条 在職中死亡した者に対しては、その月分の基準内賃金は全額支給する。

第9条 休職期間中または退職後、事務引継のため勤務した者に対しては、各その当時の賃金額を基準に勤務時間相当額を支給する。

第10条 任用前に試用した者に対しては、任用後の賃金額により日割をもって試用期間手当を支給することがある。

第11条 特別嘱託就業規則第37条1項の欠勤者（傷病による欠勤に限る）に対しては、下記の表区分の期間、基準内賃金の不就労日、不遇労働時間にかかる控除を行わない。

欠勤理由	勤続年数	期間
傷病	勤続1年未満の者	1ヵ月
	勤続1年以上の者	2ヵ月
	勤続5年以上の者	3ヵ月
	勤続10年以上の者	4ヵ月

- 2 前項の規定は、試用期間中の特別嘱託には適用しない。

第12条 賃金の日割り、控除、割増賃金計算に使用する所定日額・所定時間給は、次の式による。

- (1) 所定日額 $\text{基準内賃金} \div 1 \text{ヵ月平均所定労働日数}$
- (2) 所定時間給 $\text{基準内賃金} \div 1 \text{ヵ月平均所定労働時間数}$

- 2 1 カ月平均所定労働日数とは、毎年4月1日を起算とした1年間の労働日数を12で除したものをいう。
- 3 1 カ月平均所定労働時間数とは、毎年4月1日を起算とした1年間の労働時間数を12で除したものをいう。
- 4 時間給の割増賃金計算においては、時給単価を所定時間給とする。

第13条 不就労時間にかかる賃金の控除は、次の式による。

$$\text{所定時間給} \times \text{不就労時間数}$$

第14条 不就労日にかかる賃金の控除は、賃金計算期間内の不就労日数に応じて不就労日数分を控除し、または出勤日数分を支給する。

(1) 【賃金計算期間内の不就労日数が10日までの場合】

$$\text{所定日額} \times \text{不就労日数}$$

(2) 【賃金計算期間内の不就労日数が10日超の場合】

$$\text{所定日額} \times \text{出勤日数}$$

第15条 賃金計算上の端数処理は、次の方法で行う。

第12条1項各号及び第17条2項（割増賃金）の計算により1円未満の端数が生じた場合は、1円に切り上げる。

ただし、第13条（不就労時間にかかる賃金の控除）及び第14条（不就労日にかかる賃金の控除）の計算について、1円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てる。

第4章 基準内賃金（手当）

第16条 基準内賃金の各手当の支給は次のとおりとする。

(1) 特殊技能手当

以下の特殊技能を発揮する車両管理者については、各々月あたり20,000円を支給するものとする。

(ア) 左ハンドル車の運転

(イ) 高級車（新車車両本体価格30百万円以上）の運転

(ウ) 英会話（英検3級以上相当）

なお本手当の支給は、会社が手当の受給資格を認定した者で、各々技能を発揮する必要がある業務の担当期間中に限るものとする。

(2) 職能手当

一定期間の継続勤務により職務に対して著しく高い能力が認められ、引き続き能力発揮が期待できる場合に支給するものとする。

- 2 特殊技能手当、乗務手当を除く手当については、特別嘱託就業規則第 40 条 2 項による満 65 歳以降の雇用延長者は支給対象外とする。(満 65 歳以降は支給しない。)
- 3 能力の低下が顕著な場合は手当の支給を中止する。
 - (3) 乗務手当
勤務条件、雇用条件により支給する。
 - (4) 調整手当
会社が定めた対象者に適切と認める金額を支給する。

第 5 章 基準外賃金

第 17 条 基準外賃金の各手当の支給は次のとおりとする。

- (1) 通勤手当
 - (ア) 通勤経路は、自宅住所（会社へ届け出た居所）より勤務場所に至る合理的かつ経済的な順路で、会社が妥当と認めた範囲で計算した通勤に要する定期代相当額、又は実費費用のどちらか低い方を支給する。
 - (イ) 自宅住所より勤務場所または最寄駅までの距離が 1.5 km 以上あり、かつバス以外の利用交通機関がない場合は、バス利用も認める。
 - (ウ) 自宅住所より勤務場所または最寄駅まで自転車以外に適当な交通機関が無く、徒歩経路片道 2 km 以上の場合に限り自転車預かり料実費を支給する。ただしバスとの併用は認めない。
 - (エ) 転居その他の理由により通勤経路に変更があった場合は、特別嘱託就業規則第 6 条第 1 項 3 号により遅滞なく所定の手続きによりその旨を届けなければならない。
- (2) 割増賃金
会社の指示により所定労働時間を超えて労働した場合には、法定労働時間に達するまでは、所定時間給に所定時間外労働時間数を乗じて支給する。法定労働時間を超え、また深夜（22:00～5:00）・休日に労働した場合は、次の計算式により手当を支給する。
 - (ア) 時間外手当
 - 【時間外労働が 1 カ月 60 時間以下の部分】
所定時間給×125%×時間外勤務時間数
 - 【時間外労働が 1 カ月 60 時間超の部分】
所定時間給×150%×時間外勤務時間数
 - (イ) 深夜勤務手当
所定時間給×25%×深夜勤務時間数
 - (ウ) 休日勤務手当
所定時間給×135%×休日勤務時間数

第6章 賞与、人材紹介手当

第18条 賞与は、会社の業績に応じ、5月1日から10月31日までの6ヵ月間にかかるものを12月に、また11月1日から翌年4月30日までの6ヵ月間にかかるものを6月に支給する。ただし、会社の業績の著しい低下その他やむを得ない事由により、支給時期を延期し、または支給しないことがある。なお、本社特別嘱託は4月1日から9月30日までの6ヵ月間にかかるものを12月に、また10月1日から翌年3月31日までの6ヵ月間にかかるものを6月に支給する。

- 2 支給日現在に在籍しない者には支給しない。
- 3 出向期間満了に伴う退職者にて支給日現在その出向会社に在籍している者に対しては前項の規定にかかわらず支給することができる。
- 4 賞与は、労働契約書記載の金額を基準とし、会社への貢献度及び勤務振り等を考慮して決定する。

第19条 人材紹介手当は、特別嘱託の友人知人にあたる者（以下「応募者」という）に対して、当社の魅力等を紹介し、応募者の入社等に貢献した場合に当該特別嘱託に対して支給する。支給要件等詳細は、別に定める「人材紹介手当取扱基準規程」による。

附則

第1条 この規定は昭和63年10月1日から実施する。

- 2 本制度は平成元年6月1日より改正する。
- 3 本制度は平成4年4月1日より改正する。
- 4 本制度は平成6年4月1日より改正する。
- 5 本制度は平成9年4月1日より改正する。
- 6 本制度は平成11年4月1日より改正する。
- 7 本制度は平成19年4月1日より改正する。
- 8 本制度は平成20年12月1日より改正する。
- 9 本制度は平成21年4月1日より改正する。
- 10 本制度は平成29年4月1日より改正する。
- 11 本制度は令和2年4月1日より改正する。
- 12 本制度は令和2年9月1日より改正する（東日本地域）。
- 13 本制度は令和3年9月1日より改正する（西日本地域）。
- 14 本制度は令和4年5月1日より改正する。
- 15 本制度は2023年4月1日より改正する。